

運行計画（案）

1 運行経路（バス停名）

新城市民病院 → 新城栄町・新城駅口（又は亀姫通りの新設バス停） → 新城市役所 → 川路 → 川路夜燈 → （新東名：新城IC → 東名：名古屋IC経由） → 藤が丘 → 長久手古戦場駅 の往復

2 運行開始予定日（※今後の手続状況により、変更の場合あり。）

平成28年7月1日（金）

3 運行キロ程

往路・復路 ●●km

4 運行日

平日3往復、土休日（年末年始を含む）2往復

5 主なバス停の運行時刻（※今後の実走結果により、若干運行時刻が前後する場合あり。）

往路：新城市民病院 → 長久手古戦場駅

バス停名	新城市民病院	新城市役所	川路夜燈	※名古屋IC通過予定時間	藤が丘	長久手古戦場駅
1便	7:00	7:05	7:15	8:00	8:15	8:30
2便	11:00	11:05	11:15	12:00	12:15	12:30
3便	16:00	16:05	16:15	17:00	17:15	17:30

復路：長久手古戦場駅 → 新城市民病院

バス停名	長久手古戦場駅	藤が丘	※名古屋IC通過予定時間	川路夜燈	新城市役所	新城市民病院
1便	9:00	9:15	9:30	10:15	10:25	10:30
2便	14:00	14:15	14:30	15:15	15:25	15:30
3便	18:00	18:15	18:30	19:15	19:25	19:30

※往路復路共に、2便については土休日（年末年始を含む）運休とする。

利用料金（運賃）（案）

1 運賃の種類

利用者からは、1乗車一律1,000円（消費税及び地方消費税込）の片道運賃を収受する。ただし、次に掲げる者は半額（①を除き必要な手帳等を提示したものに限り。）とする。

- ①小学生以下の子ども。ただし1歳未満の者及び小学生以上の者が同伴する1歳以上小学校入学前までの者（2人までに限り。）は無料
- ②身体障害者手帳（1級から3級まで）の交付を受けている者及びその介護人
- ③戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ④児童福祉法第7条に規定する養護施設で保護を受けている者及びその介護人
- ⑤療育手帳その他これに準じる手帳の交付を受けている知的障害者で判定の区分がA又はBである者及びその介護人
- ⑥精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害等級が1級又は2級である者及びその介護人
- ⑦その他市長が特に必要と認めた者